

議第51号

河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

1. 知事の意見

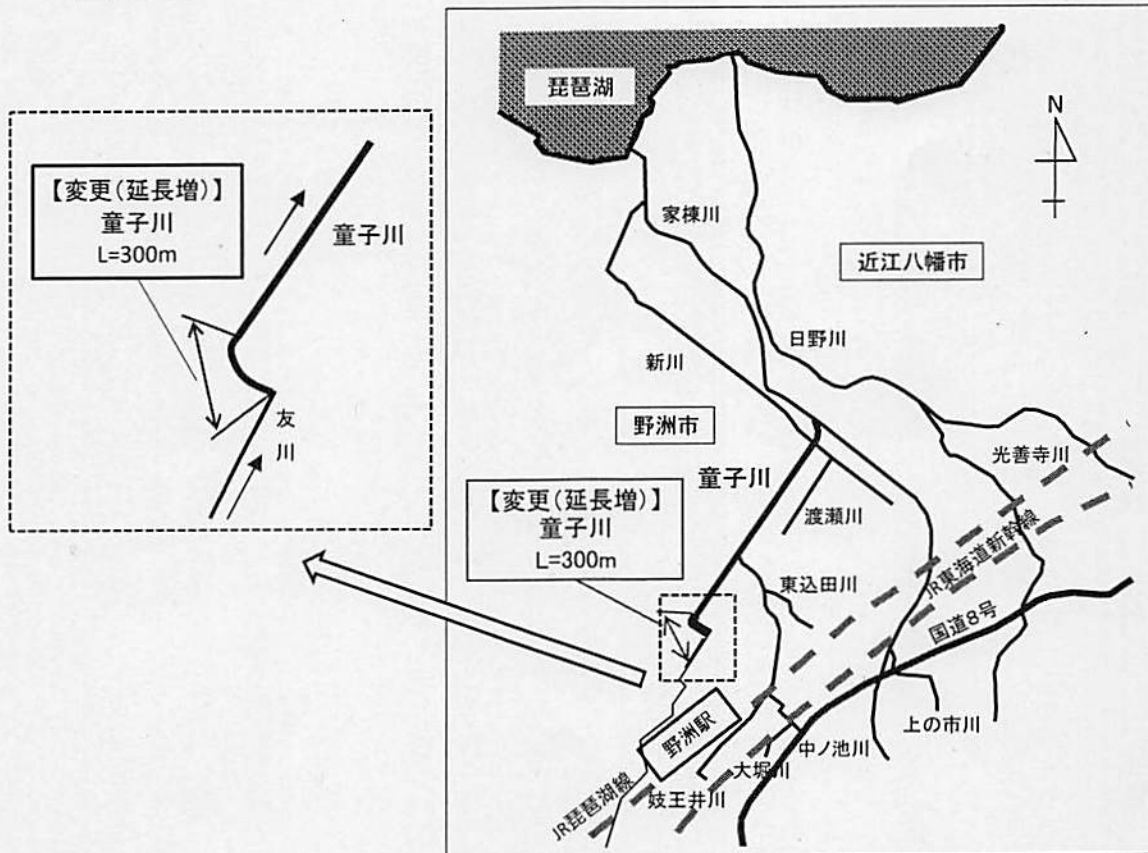
国土交通大臣からの意見照会に対する知事の意見として、河川改修に伴う指定変更であるため「意見はない」として回答したい。

2. 一級河川童子川(野洲市)の上流端の指定変更

- ・上流端の変更 現上流端から300m延伸
L= 2,840m → 3,140m

【内容】

- ・童子川は、野洲市が進める友川の雨水幹線事業との整合を図り、野洲駅周辺の浸水対策として河川整備計画に位置付け、事業を実施している。
- ・平成30年度に童子川の河川改修事業が、友川合流点まで整備が完了する予定であり、今後一体的な管理が必要となることから、一級河川の上流端を現在より300m上流側に変更する。



《参考：一級河川の指定等に係る手続き》

- ・国土交通大臣より滋賀県知事に対し、意見照会【平成30年1月25日照会】
 - 第4条第3項：大臣が指定しようとするときは知事の意見をきかなければならない
 - 第4条第6項：指定の変更または廃止の手続は、指定の手続に準じて行わなければならない
- ↓
- ・県議会で議決後、滋賀県知事より国土交通大臣に対して回答【平成30年3月】
 - 第4条第4項：知事が意見を述べようとするときは、議会の議決を経なければならない
- ↓
- ・社会資本整備審議会において審議された後、国土交通大臣が指定等を官報で公示
 - 第4条第3項：大臣が指定しようとするときは、社会資本整備審議会の意見をきかなければならない
 - 第4条第5項：大臣が指定しようとするときは、名称および区間を公示しなければならない